

別紙

諮問 9 8 4 号

答 申

1 審査会の結論

「業績評価結果に係る苦情相談総括表」ほか 1 件を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）に基づき、異議申立人が行った「平成27年 7 月17日に開催された苦情相談検討委員会（午前10時から午後 0 時30分まで第二本庁舎10階218会議室）で使われた資料等全て」の開示請求に対し、東京都教育委員会が平成27年 9 月24日付けで行った非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書及び意見書における異議申立人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 異議申立書

「条例第 8 条第 1 項・第 2 項」から明らかなように、平成27年 7 月17日に開催された苦情相談委員会で使われた資料「(1) 業績評価結果に係る苦情相談総括表」においては、「26年度所属、職、職員番号、氏名」の項目を非開示にすることで、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」こととなり、「条例第 8 条」を適用し、一部開示とすることが妥当な法解釈である。

同じく、平成27年 7 月17日に開催された苦情相談検討委員会で使われた資料「(2) 教育職員評価結果に係る苦情相談調査票」においても、「苦情申立者、苦情申立日、

苦情申立内容の7行目以降、事実確認内容、支援センター担当課長等の意見、検討内容」の項目を非開示にすることで、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることとなり、「条例第8条」を適用し、一部開示とすることが妥当な法解釈である。

東京都教育委員会の責務は、「条例」の趣旨に則り「公正で透明な行政を推進」することである。

以上の理由により、異議申立てを行う次第である。

## イ 意見書

対象公文書の内容は、条例7条2号に該当する。しかし、ただし書口に関して、本件対象公文書の開示により、不当に昇給等が実施されなかった職員が存在することが明らかになる可能性がある。東京都の公務員の給与・昇給に関する事案は、個人の財産権に関わる事項である。まさにただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する。諮問庁の非開示決定処分は不当である。

条例8条1項、2項から明らかなように、平成27年7月17日に開催された苦情相談検討委員会で使われた資料「(1)業績評価結果に係る苦情相談総括表」においては、「26年度所属、職、職員番号、氏名」の項目を非開示にすることで、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」こととなり、条例8条を適用し一部開示とするのが妥当な法解釈である。

同じく、平成27年7月17日に開催された苦情相談検討委員会で使われた資料「(2)教育職員評価結果に係る苦情相談調査票」においても、「苦情申出者、苦情申出日、苦情申出内容の7行目以降、事実確認内容、支援センター担当課長等の意見、検討内容」の項目を非開示にすることで、「特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる」こととなり、条例8条を適用し一部開示とすることが妥当な法解釈である。

以上より、諮問庁の非開示決定処分は不当である。

情報開示請求により得られた「東京都立学校教育職員評価結果に係る苦情相談実施要綱」では、東京都学校支援センター学校経営支援担当課長の責務として「東京都学校支援センター学校経営支援担当課長等である苦情相談員(以下「支援センター担当課長」という。)は、教育職員からの苦情に対応し、申出内容及び事実関係の確認を行う。」と記載されている。

情報開示請求により、〇〇学校支援センター支所の担当課長によって作成された業績評価結果に係る苦情相談総括表、教育職員評価結果に係る苦情相談調査票には、既に再評価の可否および職員への伝達事項等の最終結果が記載されている。これは、各センター及び支所の担当課長が、「はじめに結論ありき」の状況で、職員の苦情に対する結果を記入して本庁に送付している現状が存在することになる。苦情相談に関する最終決定は教育庁の責務である。一担当課長が教職員の苦情相談に関する最終決定を、平成27年7月17日の苦情相談検討委員会より前に記入している。このことは、明らかに「東京都立学校教育職員評価結果に係る苦情相談実施要綱」違反であり、重大な服務違反の可能性が高い。今回の諮問庁の非開示決定処分が撤回されれば、服務違反の事実が相当程度明らかになる。

また、平成27年7月17日に開催された苦情相談検討委員会で使用された資料「業績評価結果に係る苦情相談総括表」、教育職員評価結果に係る苦情相談調査票は、〇〇学校支援センター支所の担当課長によって作成された業績評価結果に係る苦情相談総括表と教育職員評価結果にかかる苦情相談調査票と全く同一の内容となっている。教育職員に配布された「平成26年度教職員評価結果に係る苦情相談制度について」に、「苦情については『都立学校教職員苦情相談検討委員会』等において慎重に検討を行い、平成27年7月下旬に苦情相談員を通じて教育職員本人に通知します。」と記載されている。平成27年7月17日に開催された苦情相談検討委員会は、形式的なものに過ぎない可能性が極めて高い。実際に、平成27年7月17日に開催された苦情相談検討委員会で、異議申立人に関する議事録を情報公開請求したところ「議事録は存在しない」との回答を得た。教育職員の昇給に関わる重要事項を決定するにも関わらず、議事録が存在しない事実は全く不適切な事案である。本来ならば、平成27年7月17日に開催された苦情相談検討委員会でそれぞれの職員の苦情内

容について慎重に検討されるべきところ、実際は全くなされていなかったことが推察される。

本件情報開示請求で一部開示が実施されれば、都教育委員会が組織ぐるみで行っている不適切な行政行為、すなわち、教育職員の苦情相談制度について誠実に実施しているかのように見せかけて、実際は一担当課長の一存で、苦情処理の結果を決定している事実が露見するため、社会通念上許されない法解釈、条例解釈で情報開示請求を非開示決定処分としている。このような都教育委員会による組織隠蔽体質は、決して許されるものではなく、都民の信用を著しく損ねるものである。諮問庁による本件非開示決定処分は、不当なものである。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

本件公文書開示請求に係る対象公文書である「業績評価結果に係る苦情相談総括表」及び「教育職員評価結果に係る苦情相談調査票」は、業績評価の結果等について教育職員が苦情の申出を行った際に、苦情への相談内容や東京都教育委員会における苦情への対応の経緯を記録するものである。

対象公文書の情報は、苦情を申し出た教育職員の主張、評価内容等、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、条例7条2号本文に該当する。また、本件対象公文書には、苦情申出者本人に関する内容や、苦情申出者本人に対して伝達される内容も含まれているが、これらの情報は一般に公にされるものではなく、さらに、身分取扱いに係る情報であることから、条例7条2号ただし書イ及びハには該当せず、その内容及び性質から同条同号ただし書ロにも該当しない。

さらに、対象公文書の情報は、個人識別性のある部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認めることはできず、条例8条2項の適用により一部開示を行うことはできない。

以上のことから、当該公文書については、条例7条2号に該当すると判断し、本件非開示決定処分を行った。

#### 4 審査会の判断

##### (1) 審議の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成27年12月18日	諮問
平成28年 4月20日	新規概要説明（第168回第一部会）
平成28年 5月30日	実施機関から理由説明書收受
平成28年 5月31日	審議（第169回第一部会）
平成28年 6月17日	異議申立人から意見書收受
平成28年 6月28日	審議（第170回第一部会）

##### (2) 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

###### ア 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る開示請求は、「平成27年7月17日に開催された苦情相談検討委員会（午前10時から午後0時30分まで第二本庁舎10階218会議室）で使われた資料等全て」（以下「本件開示請求」という。）である。

東京都教育委員会は、東京都立学校教育職員評価結果に係る苦情相談実施要綱（以下「実施要綱」という。）を定めており、1条において、「本人開示された評価結果に係る教育職員からの苦情に適切に対応することにより、人事考課制度の公正性、透明性、納得性の向上を図ること」を目的としている。

苦情相談検討委員会は、実施要綱5条に基づき設置されている本人開示された評価結果に係る教育職員からの苦情に関する事項について検討を行うための機関であ

り、東京都教育委員会の職員を構成員としている。

実施機関は、本件開示請求に対し、平成27年7月17日に開催された苦情相談検討委員会（以下「本件検討委員会」という。）で使われた資料のうち、都立学校教育職員苦情相談検討委員会次第、東京都立学校教育職員評価結果に係る苦情相談実施要綱、都立学校職員苦情相談検討委員会資料、教育職員評価結果に係る苦情相談検討結果の通知について、教育職員評価結果に係る苦情検討結果通知書について、開示決定を行った。

一方で、本件検討委員会で使われた資料のうち、業績評価結果に係る苦情相談総括表（以下「本件対象公文書1」という。）及び教育職員評価結果に係る苦情相談調査票（以下「本件対象公文書2」という。）については、条例7条2号に該当するとして、非開示決定を行った。

#### イ 条例の定めについて

条例7条2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。また、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例8条1項は、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記載されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して取り除くことができ、かつ、区分して取り除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該非開示部分にかかる情報以外の部分を開示しなければならない。」と規定している。

また、条例8条2項は、「開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。

#### ウ 本件対象公文書の非開示妥当性について

##### (ア) 本件対象公文書1の非開示妥当性について

審査会が本件対象公文書1について見分したところ、当年度に苦情申立てを行った教職員氏名、所管のセンター、平成26年度所属校名、職種、職員番号、一次評価結果、学校の対応等が一覧により記載されていることが確認できた。これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、実施機関は業績評価結果を本人に対してのみ開示しており、これをもって一般に公にされているとは認められず、同号ただし書イに該当しない。

さらに、業績評価結果に係る情報は、身分の取扱いに関する情報であり、当該職員の職務遂行上のものでないことから、同号ただし書ハに該当するとは認められず、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件対象公文書1は条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

##### (イ) 本件対象公文書2の非開示妥当性について

審査会が本件対象公文書2について見分したところ、苦情申出者である教職員氏名、所属校名、職名、苦情申出内容、事実確認内容、検討内容、対応内容等が詳細に記載されていることが確認できた。これらの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討すると、本件対象公文書2に記載されているこれらの情報は、一般に公にされているとは認められず、同号ただし書イ

に該当しない。

さらに、苦情申出内容、事実確認内容、検討内容等の情報は、身分の取扱いに関する情報であり、当該職員の職務遂行上のものでないことから、同号ただし書ハに該当するとは認められず、その内容及び性質から、同号ただし書ロにも該当しない。

したがって、本件対象公文書2は条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(ウ) 本件対象公文書の一部開示の可否について

異議申立人は、本件対象公文書について、条例8条1項及び2項に基づく一部開示をすべき旨主張するが、審査会が見分したところ、本件対象公文書の個人情報については、特定の個人に対する評価・判断が相互に関連性を有する一体不可分の情報として記載されていることが確認できた。

したがって、本件対象公文書に記載されている情報は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないことから、条例8条1項及び2項に基づく一部開示を行うことはできない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

秋山 収、浅田 登美子、神橋 一彦、隅田 憲平